



室蘭市立天神小学校 いじめ防止基本方針（概要版）

いじめに対する基本的な考え

- ◆いじめは、どの学校にも、どの児童にも生じるという緊張感
- ◇いじめをしない ◇いじめをさせない ◇いじめを許さない

未然防止

①魅力ある学校・学級づくりに努めます

- ・「わかる喜び」や「できる楽しさ」を実感できる授業
- ・多様性を認める学級経営と多角的な児童理解
- ・全教育活動を通じて豊かな情操と道徳心を養う

②児童が主体となった取組を行います

- ・児童会役員が中心となるいじめ防止の委員会活動
- ・「室蘭子どもサミット」への参加と全校児童への還元

③インターネットでのいじめ対策

- ・道徳の時間や出前講座での情報モラル教育の充実
- ・「室蘭携帯・スマホ三か条」の家庭への啓発
- ・各家庭でのメディア機器の管理

早期発見・早期対応

①情報収集や校内連携体制を徹底します

- ・年3回のいじめアンケート実施
- ・小さなサインを見逃さない全教職員の高い意識
- ・年2回の子どもアンケートの実施と分析
- ・東明地区青健協、交通指導員などからの情報収集
- ・指導部を中心とする情報共有の徹底

②教育相談の充実に努めます

- ・保護者面談や電話連絡等、保護者との連携強化
- ・毎週木曜日の心の相談員による児童観察と相談
- ・東明中学校区スクールカウンセラーとの相談

発生時の対応

- ◇いじめを受けた児童の気持ちに寄り添い、安全を確保して組織的に対応し、保護者と連携し、心のケアと事後の対応を行う
- ◇いじめに関わった保護者に説明をし、家庭と連携して指導を進める
- ◇いじめた児童に「いじめは許されない」ことや相手の児童や保護者の気持ちを自覚させる
- ◇いじめを見ていた児童へも「いじめをさせない」ために、どのような行動が出来たのかを考えさせる
- ◇生命や心身・財産に重大な被害がでた場合は、警察を含めた関係機関と連携する

【目的】いじめの未然防止、早期発見、早期対応等を実効的かつ組織的、そして完全解決するために設置する
 【構成員】校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、学年担任団、養護教諭。場合によっては、関係機関職員。

いじめ防止生徒指導委員会

ご家庭へのお願い

- ◆お子様に関して、不安があったり、ご心配なことがあったりした場合は、すぐに学校に連絡ください。
- ◆「いじめ」は人として絶対に行ってはいけないという認識のもと子どもに寄り添い、温かい励ましの言葉などを絶えずかけていただきますようお願い申し上げます。